

国民年金

国民年金は、20歳以上の国民みんなが加入する大切な制度です。一人でも多くの方に国民年金について理解していただけるよう、年4回に分けて、しくみなどを紹介します。

知っていますか？

国民年金保険料の「免除制度」

国民年金第1号の被保険者の方は、保険料を毎月納めていただいています。しかし、収入の減少や失業等により保険料を納めることが難しくなることもあります。

このような経済的な理由により保険料を納めることができない場合は、「国民年金保険料免除」申請を行うことができます。

> 申請の前に

申請は、原則毎年必要です。

不慮の事故や病気が発生してから申請を行っても、障害基礎年金の受給資格要件に算入されません。

申請前に納付された保険料は、お返しすることができません。なお、納付された保険料は将来受け取る年金額に反映されます。

口座振替を利用している方は、金融機関、役場町民福祉課町民生活グループまたは年金事務所窓口で口座振替辞退の届け出をしてください。免除が承認された場合は、一時的に口座振替は停止となりますが、承認期間が終了した時点で再開となります。

前年の所得が未申告の方は、役場総務課税務グループで所得の申告を済ませてください。前年の所得がなかった方も申告をお願いします。

> 保険料免除を受けるには？

本人・世帯主・配偶者の前年所得（過去の年度分については、前々年所得等）が一定額以下であれば、申請者本人が免除を受けることができます。

※免除申請は、申請書が受理された月から2年1カ月前までさかのぼって申請できます。

平成29年7月～平成30年6月分の
保険料免除申請の受け付けは
7月3日（月）から

> 免除が承認された場合の免除額と保険料

平成29年度の月額保険料

	全額免除	一部免除		
		4分の3免除	半額免除	4分の1免除
免除額	16,490円	12,370円	8,240円	4,120円
保険料	0円	4,120円	8,250円	12,370円

※一部免除が承認され、決められた保険料を納めないと未納扱いとなりますのでご注意ください

> 保険料免除を受けるメリット

- ① 老齢基礎年金をうけるための受給資格期間に算入されます。
- ② 障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取る場合も、国民年金保険料を納めたときと同じ扱いになります。
- ③ 受け取れる老齢基礎年金額にも反映されます。

受け取れる老齢基礎年金額への反映

全額免除	全額納付した場合の2分の1が反映されます
4分の3免除	全額納付した場合の8分の5が反映されます
半額免除	全額納付した場合の8分の6が反映されます
4分の1免除	全額納付した場合の8分の7が反映されます

> 未納のままにしておく…

障害や死亡といった不慮の事故が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金がうけられない場合があります。

老齢基礎年金を、将来的にうけられない場合があります。

経済的な理由により国民年金保険料を納めることが難しい場合は、未納のままにせずに、免除制度をご利用ください。

平成29年度の国民年金保険料
月額16,490円 です

納付は口座振替が便利です。
また、前納すると割引があり、お得です。
納付が難しい方は、免除申請ができます。

「追納制度」があります 免除された国民年金保険料の 「追納制度」

将来の年金受け取り額を増やすために免除された国民年金保険料の「追納制度」

全額免除や一部免除の承認を受けた期間がある場合は、国民年金保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る老齢基礎年金が少なくなります。

この減額された年金受取額を補うために、国民年金保険料の「追納制度」

追納制度とは、免除の承認を受けた期間の保険料について、10年以内であれば、過去10年にさかのぼって納めることができる制度です。追納した期間の保険料は「全額納付」として算定されます。

免除申請や、ご相談・お問い合わせ

町民福祉課 町民生活グループ（総合ケアセンターゆくり内） ☎26-7871
日本年金機構苫小牧年金事務所 ☎0144-36-6135